ケミカルマテリアルJapan 2026
産業環境管理協会 ブース内セミナー

国連GHS の動向と 改正JIS 2025年版の概要

2026年11月26日

一般社団法人 産業環境管理協会
国際化学物質管理支援センター
技術参与　徳重　諭

https://www.chemical-info-jemai.net

目次

1. 国連GHS の動向（JIS Z7252，Z7253：2025 を念頭に置いて）
2. 日本におけるGHS 対応；GHS 関連JIS（分類，情報伝達）
3. JIS Z7252，Z7253：2025 の改正概要

まとめ

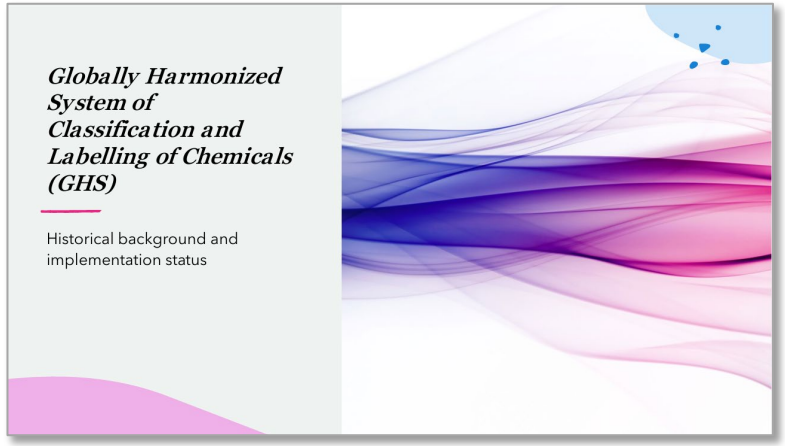

UNECE 公開 GHS presentations の中の Historical background

※　引用した資料・図の出典及び参考情報は、同ページ最下部もしくは引用資料・図の直下にURL で表示

UNECE：United Nations Economic Commission for Europe　https://unece.org/transport/dangerous-goods/ghs-presentations

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1. 国連GHS とは

- **化学品の分類及び表示に関する世界調和システム**

  Globally **H**armonized **S**ystem (**GHS**) of Classification and Labelling of Chemicals

- 概要

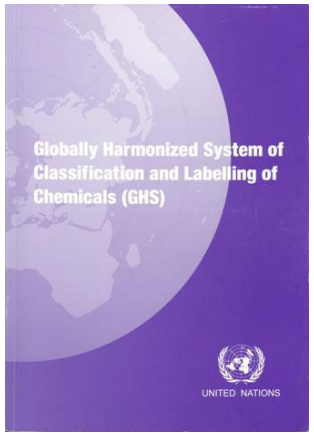

・化学物質の物理化学的危険性，健康・環境有害性を定義
・各危険・有害性の判定基準とそれらの分類手順を提示

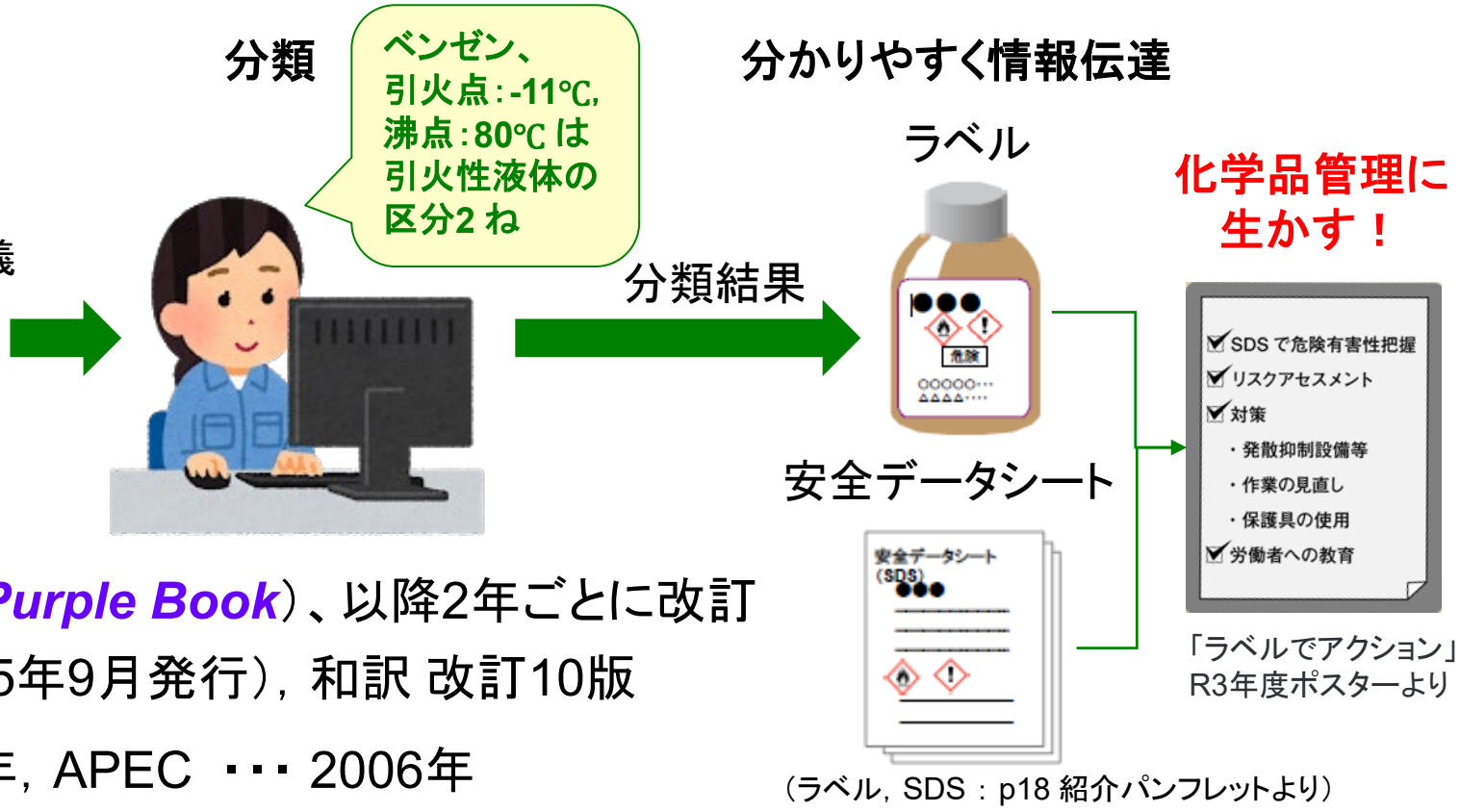

（ラベル，SDS：p18 紹介パンフレットより）

- 発行：初版 2003年7月（国連文書 ***Purple Book***）、以降2年ごとに改訂
  最新版　原文 改訂11版（2025年9月発行），和訳 改訂10版
- 各国の導入目標：国連　・・・2008年，APEC　・・・2006年

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1-1 GHS 物理化学的危険性クラスの推移

章	改訂 5版	改訂 6版	改訂 7版	改訂 8版	改訂 9版，改訂10版
2.1	爆発物	爆発物	爆発物	爆発物	爆発物
2.2	引火性/可燃性ガス(化学的に不安定なガスを含む)	*引火性/可燃性ガス*	可燃性ガス	可燃性ガス	可燃性ガス
2.3	エアゾール	エアゾール	エアゾール	*エアゾールおよび加圧下化学品*	エアゾールおよび加圧下化学品
2.4	支燃性/酸化性ガス	支燃性/酸化性ガス	酸化性ガス	酸化性ガス	酸化性ガス
2.5	高圧ガス	高圧ガス	高圧ガス	高圧ガス	高圧ガス
2.6	引火性液体	引火性液体	引火性液体	引火性液体	引火性液体
2.7	可燃性固体	可燃性固体	可燃性固体	可燃性固体	可燃性固体
2.8	自己反応性化学品	*自己反応性物質および混合物*	自己反応性化学品	自己反応性物質および混合物	自己反応性物質および混合物
2.9	自然発火性液体	自然発火性液体	自然発火性液体	自然発火性液体	自然発火性液体
2.10	自然発火性固体	自然発火性固体	自然発火性固体	自然発火性固体	自然発火性固体
2.11	自己発熱性化学品	*自己発熱性物質および混合物*	自己発熱性化学品	自己発熱性物質および混合物	自己発熱性物質および混合物
2.12	水反応可燃性化学品	*水反応可燃性物質および混合物*	水反応可燃性化学品	水反応可燃性物質および混合物	水反応可燃性物質および混合物
2.13	酸化性液体	酸化性液体	酸化性液体	酸化性液体	酸化性液体
2.14	酸化性固体	酸化性固体	酸化性固体	酸化性固体	酸化性固体
2.15	有機過酸化物	有機過酸化物	有機過酸化物	有機過酸化物	有機過酸化物
2.16	金属腐食性物質	金属腐食性物質	金属腐食性物質	*金属腐食性物質および混合物*	金属腐食性
2.17	―	*鈍感化爆発物*	鈍性化爆発物	鈍性化爆発物	鈍性化爆発物

赤字 ：GHS 国連文書変更， *青字, 青字 ：GHS 和訳の修正・再修正*

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1−2 GHS 健康・環境に対する有害性クラスの推移

章	改訂 5版	改訂 6版	改訂 7版	改訂 8版	改訂 9版，改訂10版
3.1	急性毒性	急性毒性	急性毒性	急性毒性	急性毒性
3.2	皮膚腐食性/刺激性	皮膚腐食性/刺激性	皮膚腐食性/刺激性	皮膚腐食性/刺激性	皮膚腐食性/刺激性
3.3	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
3.4	呼吸器感作性または皮膚感作性	呼吸器感作性または皮膚感作性	呼吸器感作性または皮膚感作性	呼吸器感作性または皮膚感作性	呼吸器感作性または皮膚感作性
3.5	生殖細胞変異原性	生殖細胞変異原性	生殖細胞変異原性	生殖細胞変異原性	生殖細胞変異原性
3.6	発がん性	発がん性	発がん性	発がん性	発がん性
3.7	生殖毒性	生殖毒性	生殖毒性	生殖毒性	生殖毒性
3.8	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	*特定標的臓器毒性ー単回ばく露*	特定標的臓器毒性ー単回ばく露
3.9	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	*特定標的臓器毒性ー反復ばく露*	特定標的臓器毒性ー反復ばく露
3.10	吸引性呼吸器有害性	吸引性呼吸器有害性	*誤えん有害性*	誤えん有害性	誤えん有害性
4.1	水生環境有害性	水生環境有害性	水生環境有害性	水生環境有害性	水生環境有害性
4.2	オゾン層への有害性	オゾン層への有害性	オゾン層への有害性	オゾン層への有害性	オゾン層への有害性

赤字 ：GHS 国連文書変更， *青字, 青字 ：GHS 和訳の修正・再修正*

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1-3 GHS 改訂7版～改訂9版での主要な改訂事項

GHS	章	章題 （※： 記載省略）	変更内容	説明番号
改訂7版	第2.2章 附属書 1～4※	可燃性ガス	分類区分を追加、修正	1-3-1
	第3.1章～第3.10章	すべての健康有害性クラス	各定義の文章を修正	―
	附属書7	GHS ラベル要素の配置例	小さな容器のラベル表示例を追加 （JIS Z7253 ; 2019 導入）	
改訂8版	第2.3章 附属書 1～4※	エアゾールおよび 加圧下化学品	エアゾールの判定基準明示	―
			加圧下化学品 を新設	1-3-2
	第3.2章	皮膚腐食性／刺激性	in vitro/ex vivo データの適用法	1-3-3
	附属書 11	分類に結び付かない他の 危険有害性に関する手引き例	「粉じん爆発性」に関する手引き 追加	―
改訂9版	第2.1章 附属書 3※	爆発物	爆発物の判定基準と表示システムの変更 （爆発物が輸送用の構成にはなっていない場合に、それらの危険性により適切に対応するための改訂） 第1節 爆発物の判定基準と表示の変更に伴った 危険有害性情報の削除と追加	1-3-4
	第2部，第3部，第4部※	―	全判定論理図の形式変更	―

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1-3-1 可燃性ガスの分類基準の見直し（GHS 改訂7版）

燃焼速度の遅いガスを**新区分**に分類
（日本，ベルギーの提案）

高圧ガス保安法の
特定不活性ガスに相当する
（HFC32、ハイドロフルオロ
オレフィン(HFO)）等の
物質に該当 ：
可燃性ではあるが、
燃焼性が低く、**微燃性**とも
呼ばれるもの

改訂7版

Classification			Labelling	
Hazard class	Hazard category		Pictogram GHS	Signal word
Flammable gases	1A	Flammable gas		Danger
		Pyrophoric gas 自然発火性ガス		Danger
		Chemically unstable gases A		Danger
		Chemically unstable gases B		Danger
	1B			Danger
	2		*No pictogram*	Warning

改訂6版

Classification		Labelling	
Hazard class	Hazard category	Pictogram GHS	Signal word
Flammable gases	1		Danger
	2	*No pictogram*	Warning
	Pyrophoric gas		Danger
	A (chemically unstable gases)	*No additional pictogram*	*No additional signal word*
	B (chemically unstable gases)	*No additional pictogram*	*No additional signal word*

分類基準の変更なし

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1-3-2 加圧化化学品の追加（GHS 改訂8版）

- **加圧下化学品** とは

国連GHS 第2.3章　エアゾールおよび加圧下化学品

2.3.2.1　加圧下化学品の定義

加圧下化学品とは、エアゾール噴霧器ではなく、かつ高圧ガスとは分類されない、圧力容器中で 20℃において 200 kPa以上（ゲージ圧）の圧力で **ガスにより加圧された液体または固体**（例えばペーストまたは粉体）をいう。

注記：加圧下化学品は一般に質量で50%以上の液体または固体を含むが、50%以上のガスを含む混合物は一般に高圧ガスと考えられる。（圧力の記載は、「高圧ガス」と同じ）

- 国連危険物輸送勧告にて国連危険物に指定
  - 国連番号：**UN3500 - UN3505** を割り当て（UNRTDG Rev.17（2011））
  - 加圧下化学品の例（検討資料 ST/SG/AC.10/C.3/2010/38 より）





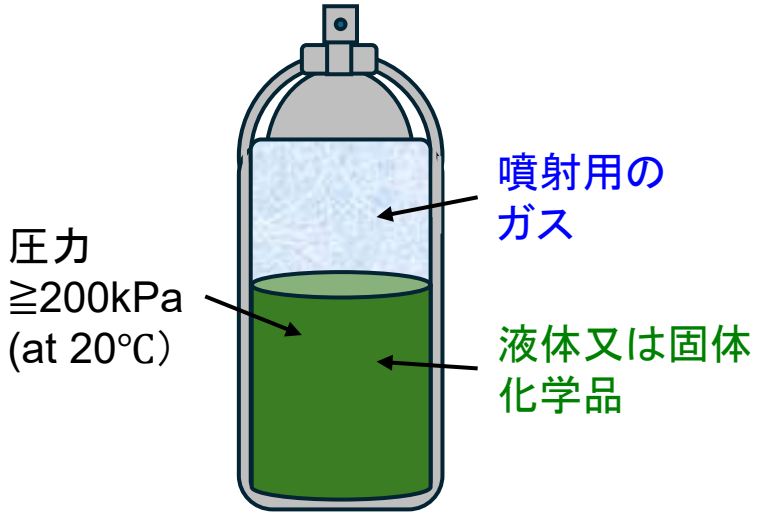

https://unece.org/2010-20 ⇒ 2010 ECOSOC Sub-Committee of Experts on the TDG

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

● 加圧下化学品 の判定基準及びラベル要素

区分	判定基準	シンボル	注意喚起語	危険有害性情報
1	以下のようなすべての加圧下化学品 : (a) 85%以上(質量)の可燃性/引火性成分を含み ; かつ (b) 燃焼熱が20kJ/g 以上。		危険	極めて可燃性の高い加圧下化学品: 熱すると爆発のおそれ
2	以下のようなすべての加圧下化学品 : (a) 1%超(質量)の可燃性/引火性成分を含み ; かつ (b) 燃焼熱が20kJ/g 未満; または: (a) 85%未満(質量)の可燃性/引火性成分を含み ; かつ (b) 燃焼熱が20kJ/g 以上。		警告	可燃性の加圧下化学品: 熱すると爆発のおそれ
3	以下のようなすべての加圧下化学品 : (a) 1%以下(質量)の可燃性/引火性成分を含み ; かつ (b) 燃焼熱が20kJ/g 未満。		警告	加圧下化学品: 熱すると爆発のおそれ

注.「加圧下化学品」は、可燃性を踏まえて区分1～3に分類することから、
追加的にエアゾール，可燃性ガス，高圧ガス，引火性液体，可燃性固体の範疇で分類されることはない

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1-3-3 皮膚腐食性／刺激性の判定基準の見直し（GHS 改訂8版）

- ***in vitro/ex vivo* 試験** を用いた分類手順を追加 ⇒ 下表参照

  （*ex vivo*：生体から臓器／組織を取出して、試験に使用（本ハザードクラスでは皮膚組織）. *in vitro* とは異なる）

表3.2.6－*in vitro/ex vivo* 方法に関する皮膚腐食性判定基準

区分	OECD テストガイドライン 430 （経皮電気抵抗試験）	OECD テストガイドライン 431 再構築ヒト表皮モデル試験： OECD テストガイドライン 431、 附属書 2、方法 1、2、3、4 および 5			OECD テストガイドライン 435 膜バリア試験	
	腐食性化学品は、ラット皮膚ディスクを用いて、正常な角質層を破壊する能力で評価される。皮膚のバリア機能は皮膚を透過するイオンの通過を記録することで評価される。皮膚の電気的インピーダンスは経皮電気抵抗（TER）により測定される。明らかな損傷が見られなくて TER が減少（5kΩ付近か未満）した場合には、イオン透過性が増加しているかを評価する染料結合試験を用いて、陽性結果の確認試験を実施する。 判定基準は kΩで示された TER の平均および場合によって染料含有量に基づく。	試験化学品を、ヒトの皮膚の上層部に性質がよく似た 3 次元再構築ヒト表皮（RhE）に局所的に適用する 4 つの方法がある。試験方法は、腐食性化学品は拡散または浸食により角質層を貫通し、かつ下層の細胞に対して毒性があるという前提に基づく。組織の生存率は、MTT 染料の酵素反応による青色ホルマザン塩への変換を、青色ホルマザン塩を組織から抽出して定量することで評価する。腐食性化学品は、定められた閾値以下の組織の生存率を低下させる能力で決定される。 判定基準は、定義されたばく露期間による組織の生存率に基づく。			*iv vitro* 膜バリア試験方法は合成巨大分子バイオバリアおよび化学品検出システム（CDS）からなる。バリアの損傷は、合成膜バリアの表面に試験化学品を適用後に測定される。 判定基準は化学品が膜バリアを通して貫通/突破する平均時間に基づく。	
					タイプ 1 化学品（高酸/アルカリ予備）	タイプ 2 化学品（低酸/アルカリ予備）
1	(a) 平均 TER が 5kΩ以下、かつ皮膚ディスクが明らかに損傷（例えば穿孔）、または (b) 平均 TER が 5kΩ以下、かつ (i) 皮膚ディスクには明らかな損傷（例えば穿孔）なし、しかし (ii) 陽性結果確認のための染料結合試験が陽性。	方法 1 3、60 または 240 分ばく露後 35%未満	方法 2、3、4、5 3 分ばく露後 50%未満；または 3 分ばく露後 50%以上かつ 60 分ばく露後 15%未満		240 分以下	60 分以下
1A	適用なし	方法 1 3 分ばく露後 35%未満	方法 2 3 分ばく露後 25%未満	方法 3 3 分ばく露後 18%未満	方法 4、5 3 分ばく露後 15%未満	0－3 分	0－3 分
1B		3 分ばく露後 35%以上かつ 60 分ばく露後 35%未満 または 60 分ばく露後 35%以上かつ 240 分ばく露後 35%未満	3 分ばく露後 25%以上かつ区分 1 の判定基準を満足	3 分ばく露後 18%以上かつ区分 1 の判定基準を満足	3 分ばく露後後 15%以上かつ区分 1 の判定基準を満足	3 分から 60 分	3 分から 30 分
1C						60 分から 240 分	30 分から 60 分
皮膚腐食性とは分類されない	(a) 平均 TER が 5kΩ超、または (b) 平均 TER が 5kΩ以下、かつ (i) 皮膚ディスクには明らかな損傷（例えば穿孔）無し、かつ (ii) 陽性結果確認のための染料結合試験が陰性。	240 分ばく露後 35%以上	3 分ばく露後 50%以上、かつ 60 分ばく露後 15%以上			240 分超	60 分超

この表が
新たに
追加されたよ



Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

1-3-4 爆発物の判定基準と表示システムの変更（GHS 改訂9版）

- **爆発物の見直し**
  - **区分（Category）1, 2A, 2B, 2C 使用場面も考慮した分類（爆発性物質，混合物及び物品に対して、下表 参照）**

    ↑

    等級（Division）1.1～1.6　危険物輸送の分類 ⇒　危険物輸送（UN モデル規則）の分類として引き続き使用

区分1		(a)または(b)に該当するもの（(a)及び(b)には、それぞれ(ⅰ)又は(ⅱ)の条件あり） (a) 等級が割り当てられていないもの (b) 等級が割り当てられた構成の1次包装の外にあるもの、但し 等級が割り当てられた爆発性物品ではない
区分2	**区分2A**	等級1.1～1.6が割り当てられているもの（但し、等級1.4は区分2B, 2Cに合致しないもの）
	区分2B	等級1.4、隔離区分S 以外で次のもの (a) 意図したとおりに作動した時に爆ごう及び崩壊しない、および (b) 試験6(a), 6(b)で危険性の高い事象を示さない、および (c) 一次包装により提供されるであろう減衰機能以外に、軽減機能を必要としない
	区分2C	等級1.4、隔離区分S で次のもの (a) 意図したとおりに作動した時に爆ごう及び崩壊しない、および (b) 試験6(a), 6(b)で危険性の高い事象を示さない　又は試験6(d)で同様の結果を示す、および (c) 一次包装により提供されるであろう減衰機能以外に、軽減機能を必要としない

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

参考 GHS 関連資料―1





GHS 関連情報は
まずNITE だよ！



https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

参考 GHS 関連資料―2

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

ホーム HOME | JNIOSHについて 組織情報 | 研究グループ 研究活動の紹介 | 刊行物・報告書等 研究成果一覧

ホーム > 研究グループ > 化学物質情報管理研究センター > GHS関連文書・GHS制度紹介

研究グループ 研究活動の紹介

GHS関連文書・GHS制度紹介

このページでは、国連GHS文書に関する情報を掲載しています。

目次

- 化学物質を安全に活用するために
- 国によって異なる対応
- 「GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の誕生
- 最新の国連GHS文書 NEW!
- 国連GHS文書原文及び和訳（仮訳） NEW!
- 化学製品のラベルを見よう（動画＆スライド）
- 関連リンク

国連GHS 和訳文書の
最新版は、ここにあるよ



◆最新の国連GHS文書

国連GHS文書（通称：パープルブック）は2003年に初版が公開されて以降、国連GHS専門家小委員会で議論された内容がとりまとめられたうえで、２年に一度改訂されています。2025年9月時点での最新版は、2025年に発行された改訂11版です。
国際連合欧州経済委員会（UNECE）のサイトでは、国連GHS文書が6種類の言語（英語、フランス語、中国語、スペイン語、アラビア語、ロシア語）で公開されています。
UNECE GHS (Rev.11)(2025)

◆国連GHS文書原文及び和訳（仮訳）

国連GHS文書の和訳は、国連の許諾を得て、GHS関係省庁等連絡会議の監修のもとに作成された仮訳です。掲載にあたっては、国連及び出版元の許諾を得ています。
なお、国連GHS文書の原文に関する著作権はすべて国連に帰属しており、著作権を侵害するような複製や利用は固く禁じられています。
また、和訳出版元と国連との契約に基づき、改訂9版及び改訂10版の和訳（仮訳）は旧版である旨をファイル内に表示しています。
（2025年9月時点での原文の最新は改訂11版です。）

国連GHS文書改訂10版原文及び和訳（仮訳）
原文：UNECE　GHS (Rev.10) (2023)
仮訳：化学品の分類および表示に関する世界調和システム　改訂10版　[PDF　10MB]

国連GHS文書改訂9版原文及び和訳（仮訳）
原文：UNECE　GHS (Rev.9) (2021)
仮訳：化学品の分類および表示に関する世界調和システム　改訂9版　[PDF　28MB]

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/ghs.html#m04

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

2. 日本におけるGHS 対応 ; GHS 関連JIS（分類，情報伝達）

【国連】

GHS 小委員会

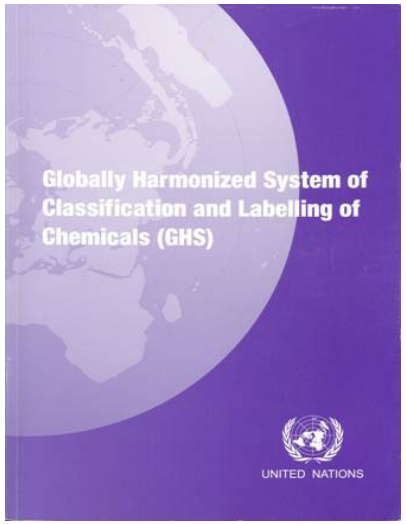

（パープルブック）

- 2003年 初版
- 2年ごとに改訂
- 最新版 ; 2025年 改訂11版

※ 各国に対して強制力ない

【日本】

JIS として標準化

（最新版 : GHS 改訂9版に基づく）

JIS Z 7252:2025

GHS に基づく化学品の分類方法

JIS Z 7253:2025

GHS に基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法

ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

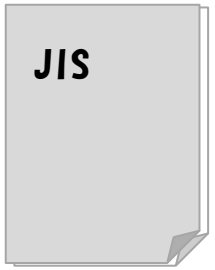

引用

化管法　安衛法

参考

毒劇法

当該JIS に従えば、
安衛法の要件は
満足すると
言われていてるよ



JIS ： Japanese Industrial Standards 日本産業規格
https://webdesk.jsa.or.jp/　（日本規格協会）

JIS

鉱工業品，
電磁的記録，
役務

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

2-1 GHS と関連JIS の関係（変遷）

年	GHS	GHS 関連JIS		法令関係　動向	その他
		分類	情報伝達（ラベル，SDS）		
2005	改訂初版		JIS Z7250（SDS）	安衛法改正公布　⇒ 絵表示・SDS 等、GHS 導入	GHS 準拠分類事業開始
2006			JIS Z7251（表示）	改正安衛法 施行　　世界初のGHS手法 導入！	分類結果公表開始
2007	改訂 2版				
2009	改訂 3版	JIS Z7252（分類）			GHS 分類ガイダンス（政府，事業者 向け）
2010			JIS Z7251（表示） JIS Z7250（SDS）		
2011	改訂 4版				
2012			JIS Z7253（情報伝達）	安衛法：すべての危険有害化学物質 ラベル，SDS 対象（努力義務） 化管法：SDS 省令（表示努力義務）	
2013	改訂 5版				
2014		JIS Z7252（分類）			
2015	改訂 6版				
2016				安衛法：リスクアセスメント義務化	
2017	改訂 7版				
2019	改訂 8版	JIS Z7252（分類）	JIS Z7253（情報伝達）		
2021	改訂 9版			化管法：政令改正（対象化学物質 追加）公布	
2022				安衛法：義務物質追加，政省令 改正公布	
2023	改訂 10版				
2024					
2025	改訂 11版	JIS Z7252（分類）	JIS Z7253（情報伝達）		

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

2-2 JIS Z7252：2025（分類JIS）

- 規格名称：GHS に基づく化学品の分類方法
- 構成

序文
1　適用範囲
2　引用規格
3　用語及び定義
4　一般事項
5　分類に必要な情報及びその内容決定の手順
　5.1　分類の概念
　5.2　分類基準及び分類手順
　5.3　利用可能なデータ，試験方法及び試験データの質
　5.4　混合物の分類に特別に考慮しなければならない事項
　5.5　健康に対する有害性、及び環境に対する有害性におけるつなぎの原則
附属書A（規定）物理化学的危険性
附属書B（規定）健康に対する有害性
附属書C（規定）環境に対する有害性
附属書D（参考）参考文献
附属書JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表

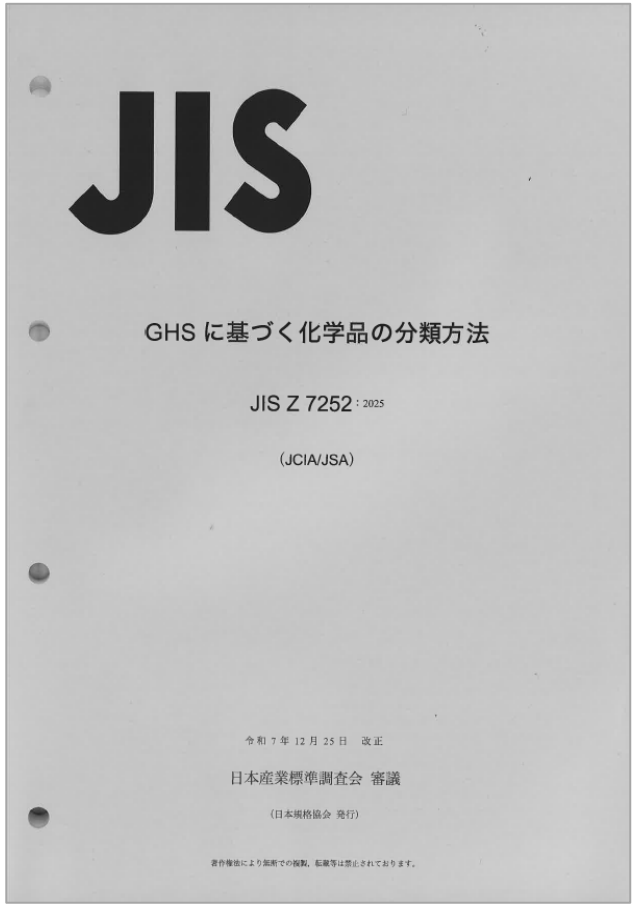

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

2-3 JIS Z7253：2025（情報伝達JIS）

- 規格名称：GHS に基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法
  ― ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

- 構成

序文
1 適用範囲
2 引用規格
3 用語及び定義
4 一般事項
5 ラベル，作業場内の表示及びSDS による情報伝達の内容及びその方法
  5.1 ラベル，作業場内の表示及びSDS による情報伝達の内容
  5.2 ラベルによる情報伝達方法
  5.3 作業場内の表示による情報伝達方法
  5.4 SDS による情報伝達方法
6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順
  6.1 ラベルに必要な情報
  6.2 ラベル内容の決定手順
  6.3 複数の危険有害性及び危険有害性情報に関する優先順位
  6.4 この規格に規定していない情報又は補足情報の使用
7 SDS の全体構成及びその内容
  7.1 全体構成
  7.2 SDS への記載内容
附属書A（規定）危険有害性クラス，危険有害性区分及びラベル要素
附属書B（規定）危険有害性情報の文言及び危険有害性情報のコード
附属書C（規定）注意書きの文言及び注意書きのコード
附属書D（規定）SDS の編集及び作成
附属書E（参考）基本的な物理的及び化学的性質並びに物理的危険性クラスに関連するデータ
附属書F（参考）小さい容器への表示例について
附属書JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

参考 GHS 対応 ラベル，SDS 関連パンフレット



- 国連GHS
- 日本の取組み
- 化管法
- 安衛法
- 毒劇法

が、紹介されています



https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

3. JIS Z7252, Z7253：2025 の改正

- JIS Z7252, 7253；2025
  - 官報公布：2025年12月25日
  - 暫定期間：5年

- 安衛法下での表示・通知義務対象物質が急増（前回JIS 改正時；約670物質→2026年4月1日；約2300物質）⇒ SDS 及びラベルの見直しにかかる作業量も増加
- サプライチェーンでの情報伝達を考慮すると、川上事業者で変更したSDS・ラベル情報が川下事業者まで伝わるには，数年を要する場合あり

- 主な改正内容

JIS	改正箇所	主な改正内容	関連GHS
Z 7252（分類）	附属書A A.1	• 「爆発物」の全面的見直し；危険物輸送を基にした分類（等級1.1～1.6）⇒ 使用場面 を考慮した分類（区分1, 2A, 2B, 2C）に変更	1-3-4
	附属書A A.2.2	• 「可燃性ガス」の見直し；区分1A より燃焼性が低い区分として区分1B を追加	1-3-1
	附属書A A.3.3	• 「エアゾール」の見直し ；高圧ガス及びエアゾールとは別の危険性クラスとして「加圧下化学品」を追加	1-3-2
	附属書B B.2	• 「皮膚腐食性／刺激性」において、非動物試験方法の拡大を背景とする *in vitro/ex vivo* 試験 を用いた分類手順を追加	1-3-3
Z 7253（情報伝達；ラベル，SDS）	表題	• 見直し	—
	附属書A, B, C	• 危険有害性情報の変更 及び 注意書きの大幅変更	改訂7～9版
	附属書C	• 注意書きの柔軟化の記載が拡充	改訂7版
	附属書D	• SDS 記載事項の見直し；国連GHS 文書改訂に伴う変更（ばら積み輸送で記載が必要とされる情報 追加等）から、小項目名の見直しなど、多岐にわたる	一部、改訂7版

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

3-1 JIS Z7252：2025 での主要な改正事項

GHS 改訂9版対応　JIS 特有

- **JIS 全般**；爆発物に関する用語の整理

GHS原文	GHS日本語訳(改訂9版)	火薬類取締法	改正JIS での対応等
Explosives	爆発物	--	**爆発物** 2019年版JIS での定義が爆発性化学品についての定義であったため、修正
Explosive substance Explosive mixture	爆発性物質 爆発性混合物	火薬・爆薬	**爆発性化学品**（用語追加） ≒ 火薬類取締法の「火薬・爆薬」
Explosive article	爆発性物品	火工品	**爆発性物品**（用語追加） Explosive substance/mixtureを一種類以上含む物品 ≒ 火薬類取締法の「火工品」
Pyrotechnic substance Pyrotechnic mixture	火工品に使用される物質 火工品に使用される混合物 (オレンジ: 火工物質) (現JIS: 火工剤)	「煙火」のような物質 「火工品」という言葉は紛らわしい Pyrotechnic effectは「火工品効果」ではなく「火工効果」が適切	**火工化学品**（Pyrotechnic effect は火工効果）→「火工品」という言葉は出てこなくなる 火薬類取締法の「煙火」のような物質が含まれる 改訂10版の日本語訳では以下のように変更 「火工物質または混合物」に変更 「火工品効果」は「火工効果」に変更
Category	区分	--	**区分**
Division	区分	危険区分	**等級**　改訂10版の日本語訳：「区分」⇒「等級」に変更

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂9版対応　JIS 特有

● 3. 用語及び定義の見直し；Z 7252 と Z7253 とで、記載内容 共通化（その旨、両JIS に記載）

実施事項	用語	備考
追加	製造業者	注意書きで用いられる用語
	輸入業者	
	UN モデル規則	パープルブック改訂対応
	試験方法及び判定基準のマニュアル	
	爆発性化学品	
	爆発性物品	
	加圧下化学品	
	IMDG コード	
	IBC コード	
	IMSBC コード	
	IGC コード	
	EGC コード	
	GC コード	
	緊急時応急措置指針番号	国内輸送関係
	圧縮ガス	改善（全体バランスを考慮して追加）
	液化ガス	
	深冷液化ガス	
	溶解ガス	
	自己加速分解温度（SADT）	

実施事項	用語	備考
削除	火工品	パープルブック改訂対応
	腐食性反応	
	意図される使用	現JIS で用いられていない用語
名称変更	火工剤 → 火工化学品	注意書きで用いられる用語
	アルカリ予備・酸予備 → 酸／アルカリ予備（緩衝能力）	改善
定義文章の変更	考慮すべき成分	改善
	ラベル	
	爆発物	パープルブック改訂対応
	急性毒性	
	皮膚腐食性	
	皮膚刺激性	
	眼に対する重篤な損傷性	
	眼刺激性	
	生殖細胞変異原性	
	誤えん有害性	改善（p31にて概要紹介）
	毒性乗率M	
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

5.2.1.2 表1(判定論理等での結論部分の語句の補足説明)の見直し

5.2.1.2 判定論理

附属書 A，**附属書 B** 及び**附属書 C** に記載する判定論理の図，又は段階的評価アプローチの図での危険有害性区分以外の~~項目~~結論を示す語句について**表 1** に示す。それぞれの図の前に説明があるように，判定論理はこの附属書の~~一部ではない~~規定に含まれない。また，段階的評価アプローチは，全ての要素が当てはまるわけではないことを考慮しつつ，適用できる場合には検討する。

表 1－判定論理，又は段階的評価アプローチでの結論部分の語句の補足説明

判定論理，又は段階的評価アプローチでの語句	説明
分類できない （Classification not possible）	― 各種の情報源，自社保有データ等を検討した結果，**GHS** 分類~~の判断~~を行うためのデータが全くない場合。 ― **GHS** 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。ある程度の情報はあるものの，結果が相反している，データの質に懸念がある，又は判断を下す重要な鍵となるデータが得られていないなど，区分の判断が難しい場合も含む。
区分に該当しない （Not classified 又は No classification）	― **GHS** 分類を行うのに十分な情報が得られており，分類を行った結果，**JIS** で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合（**JIS** では採用していない国連 **GHS** 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり，区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む）。 ― **GHS** 分類の手順で用いられる物理的状態又は化学構造が該当しないため，当該区分での分類の対象となっていない場合。 ― 発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて，分類を行った時点で専門家による総合的な判断から~~当該毒性をもたない~~**JIS** で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しないと判断される場合~~，又は得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合~~。 ~~― データがない，又は不十分で分類できない場合，判定論理においては分類できないと記されている場合もあるが，このような場合も含まれる場合がある。~~

データがない又は不十分な場合は、「**分類できない**」と記載する

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂8版

5.2.2.2 健康に対する有害性及び環境に対する有害性の分類手順

区分に該当しない場合にも「つなぎの原則（Bridging principle）」適用可を追記

- 5.2.2.2 健康に対する有害性及び環境に対する有害性の分類手順

  b) 2) 生殖細胞変異原性，発がん性及び生殖毒性以外の健康に対する有害性の分類手順

  c) 2) 環境に対する有害性の分類手順

国連GHS 文書の改訂で追加された記載として、b) 2) 及びc) 2) に以下の文書を追加

「**つなぎの原則は，区分に該当しないことが保証されることを試験データが決定的に示している場合にも適用される。**」



つなぎの原則：個々の成分、及び類似の試験された混合物に関する十分なデータがある混合物について、希釈，濃縮，混合などを行った場合に、それらのデータから類推して有害性分類を行う方法のことだよ．　至って**常識的な原則だよ！**



Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書A，B，C：判定論理のフロー図は参考情報であることを明示

- 全ての危険有害性クラスに共通して記載されている「判定論理」（フロー図）及び物理化学的危険性の各クラスに共通して記載されている「分類のための追加情報」の説明を以下のように変更

2019年版・ これらの判定論理（及び分類のための追加情報は），この附属書の規定の一部ではない。分類担当者は，判定論理を使う前及び使うときに，その分類基準をよく調べるとよい。

↓

2025年版・ これらの判定論理（及び分類のための追加情報は），この附属書の規定に含まれないが，分類を実施するための**追加的な手引き**として記載している。一方，分類基準はこの附属書の規定であるため，分類担当者は，判定論理（又は分類のための追加情報）を使う際に，その分類基準をよく調べるとよい。

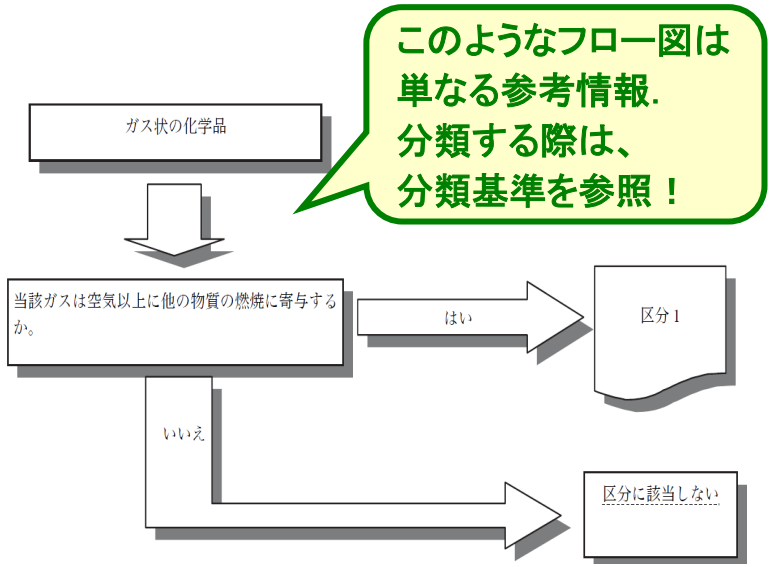

図A.7-判定論理　酸化性ガス

「判定論理」（フロー図）と「分類のための追加情報」は、単なる参考情報！

- 一方、「皮膚腐食性／刺激性」及び「眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性」だけにおいて、今回の改正で同じ章内に設けられた「**基本的ガイダンス**」（*in vitro/ex vivo*のことなどが規定されている）は、分類基準の一部.

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書A A.2.3.3.2 可燃性ガスの計算式の説明の見直し

- A.2.3.3.2　ISO 10156 : 2010 に従った計算による可燃性ガス混合物の分類

2019年版　ISO 10156 : 2010 に従った計算による可燃性ガスの混合物の分類は，次による。

a)　計算式　計算式は，次による。

（記載省略）

b)　判定基準　計算式は次による。

この計算方法は，区分2以降の判定を行う際に限られる。
区分1と区分2とを判別する計算方法は与えられていない。

ISO の年数変更は国連GHS 改訂によります



- A.2.3.3.2　_ISO 10156 : 2017 に従った計算による可燃性ガス混合物の分類

2025年版　ISO 10156 : 2017 に従った計算による可燃性ガスの混合物の分類は，次による。

b)　判定基準　計算式は次による。

この計算方法は，可燃性の判断に用いることができるが，区分の判断には用いられない。
なお，同ISO 10156:2017に記載されている別の計算式（式[4]及び式[5]又は式[6]）を利用して燃焼（爆発）下限界を求めることができ，燃焼（爆発）上限界の測定値が得られていれば，これらの情報を用いて可燃性ガスの区分1A，1B又は区分2に分類可能である。
ただし，燃焼（爆発）下限界については，計算値よりも測定値が優先する。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

附属書A A.8.3.3 自己反応性化学品の不適切な記載を修正

- A.8.3.3 （自己反応性化学品）分類のための追加情報

次のいずれかの場合は，化学品について，このクラスでの分類を行う必要はない。

a) A.1の判定基準に従い，爆発物である。

b) A.13又はA.14の判断基準に基づく酸化性液体又は酸化性固体。ただし，5%以上有機可燃性物質をもつ

2019年版 ・酸化性物質の混合物は A.15.2.1に規定する手順 によって自己反応性化学品に分類する。

A.15.2.1 には有機過酸化物のことが記載されており、自己反応性化学品の該否判断は不可と考えられる

2025年版 ・酸化性物質の混合物は**次に規定する手順**によって自己反応性化学品に分類する。

酸化性物質の分類の判定基準に適合し，かつ5%以上有機可燃性物質を含有する酸化性物質の混合物であって，a)，c)，d)又はe)の基準に適合しないものは自己反応性化学品の分類手順によ（拠）らなければならない。

自己反応性化学品タイプBからFの性状（A.8.2.1参照）をもつ混合物は，自己反応性化学品に分類しなければならない。

国連GHS の2.8.2.1の(b)の記載；according to the procedure defined in the note below ; に従って、そのNOTE の内容を反映.

c) A.15の判断基準に従い，有機過酸化物である。

d) 分解熱が300 J/gより低い。

e) 50 kgの輸送物のSADTが75 ℃を超える。

f) その分子内に爆発性又は自己反応性に関連する原子団（表A.3及び表A.14参照）がいずれも存在しない。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書A A.17.3.2 鈍性化爆発物の判定論理；GHS 改訂6版に従った不適切な記載を修正

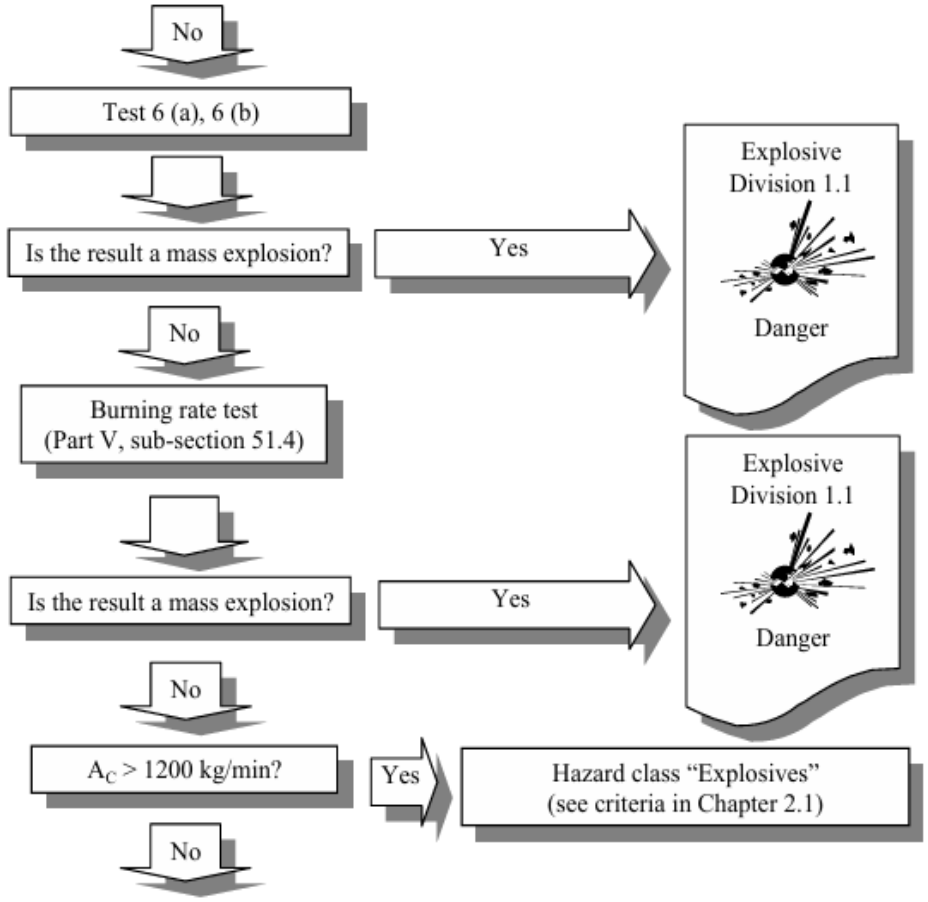

国連GHS 改訂6版 *Decision logic 2.17.1 for desensitized explosives* の一部

=

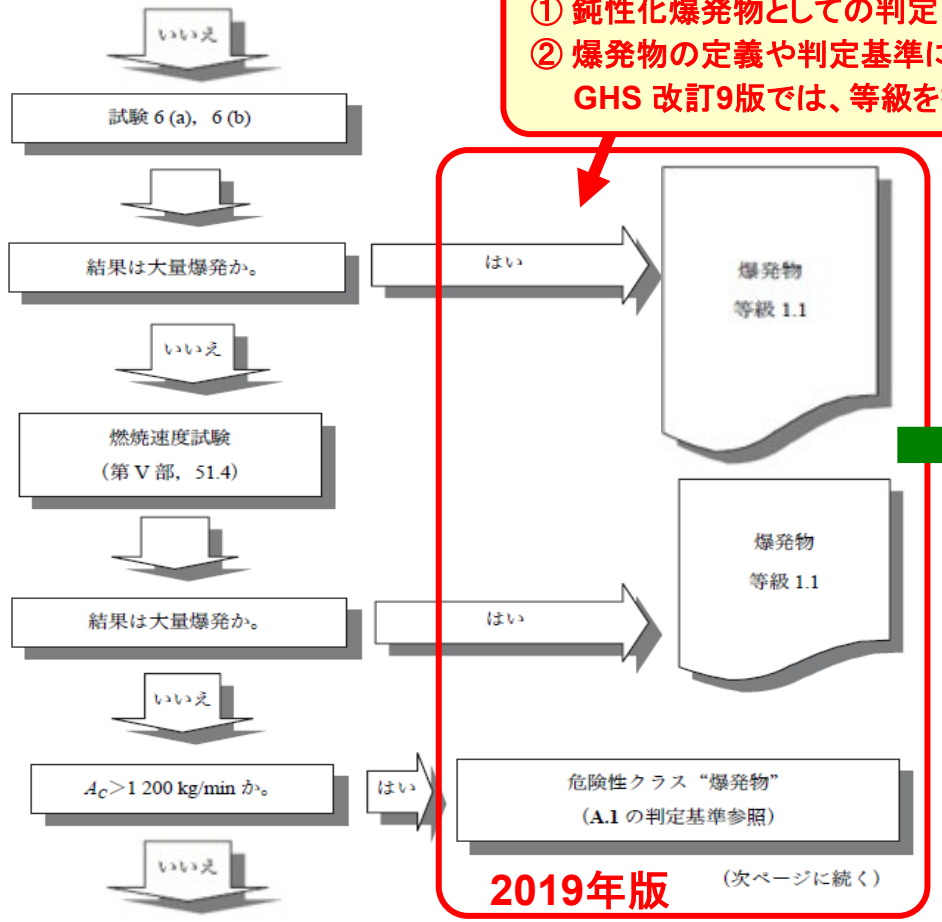

2019年版JIS 図A.22－判定論理 鈍性化爆発物

① 鈍性化爆発物としての判定 ？
② 爆発物の定義や判定基準によらず、爆発物のクラスを決定？
GHS 改訂9版では、等級を採用していない

2019年版

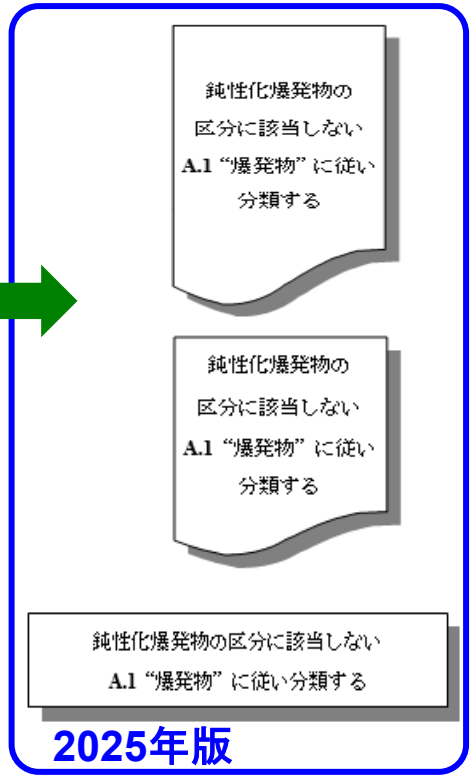

2025年版

国連GHS 改訂10版の記載を参考にして変更

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版

附属書B B.1.2.1 急性毒性の区分及び判定基準値、文書追加

- B.1.2.1　急性毒性の区分及び判定基準値

  化学物質の急性毒性は，経口，経皮又は吸入経路による急性毒性に基づく表B.1に示した判定基準によって，四つの毒性区分の一つに割り当てる。急性毒性の値は，“急性毒性値又は急性毒性推定値”（以下，*ATE*という。）で表す。*ATE*はLD_{50}（経口又は経皮）若しくはLC_{50}（吸入）値又はそれらの推定値を指す。

  インビボ（*in vivo*）試験によって直接的にLD_{50}/LC_{50}を得ることができるが，他の新しいインビボ（*in vivo*）試験（例，供試動物数の少ない試験）では，重要な臨床徴候など有害性区分の分類に影響するような毒性指標を考慮した専門家判断が必要になる。

- B.1.2.2　望ましい試験動物種

  試験動物種としては，経口及び吸入経路による急性毒性評価にはラットが望ましく，急性経皮毒性評価にはラット又はウサギが望ましい。複数種の動物での急性毒性試験データが利用可能である場合には，有効で適切に実施された試験の中から，科学的判断に基づいて，最も適切な*ATE*を選択する。

  また，ヒトの経験に基づいたデータ（すなわち職業データ，事故情報データ，疫学研究，臨床報告）を入手したときには，これらは5.3.7に記載されている原則に従った証拠の重み付けアプローチによって検討されなければならない。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂8版，一部改訂10版

附属書B B.2.4.2，B.3.4.2，B.4.4 各判定論理に *in vitro/ex vivo* 試験採用の拡大

- *in vitro/ex vivo* 試験の採用：「皮膚腐食性／刺激性」（国連GHS 改訂8版；関連GHS 1-3-3）
  「眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性」及び「皮膚感作性」（同 改訂10版）
- 本JIS Z7252での対応：下表の有害性クラスの各判定論理図に最下段の文言を記載

皮膚腐食性／刺激性	判定論理の1つ目の図（図B.5）
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	判定論理の1つ目の図（図B.8）
呼吸器感作性又は皮膚感作性	判定論理の2つ目の図（皮膚感作性、図B.11）
専門家の判断によって，国連GHS 文書の最新版に記載されている判定方法［インビトロ／エクスビボ（*in vitro/ex vivo*）試験結果を使った判定方法等］を使ってもよい。	

今回改正の意図及び対応

次回のJIS 改正（2030年以降）まで「眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性」や「皮膚感作性」に *in vitro/ex vivo* 試験を用いることができないことは、事業者にとっても政府にとっても好ましくない.
国内では、JaCVAM においてこれらの試験方法の評価が進んでいることから、上述のように「**専門家の判断によって、使ってもよい**」という旨の記載を追加.
なお、具体的な試験方法や適用条件等については、「GHS 分類ガイダンス」に掲載予定.

JaCVAM：Japanese Center for the Validation of Alternative Methods（日本動物実験代替法評価センター）

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書B B.4.2.2.3.2 皮膚感作性での動物試験結果による区分に「*EC3*値」の説明を追加

表B.15－動物試験結果による区分1A

検査	判定基準
局所リンパ節試験	EC3値[a)] ≦2 %
モルモットマキシマイゼーション（Maximisation）テスト	次のいずれかの反応がある。 － 皮内投与量≦0.1 %で，≧30 %の反応 － 皮内投与量＞0.1 %，≦1 %で，≧60 %の反応
ビューラー（Buehler）アッセイ	局所投与量≦0.2 %で，≧15 %の反応 局所投与量＞0.2 %，≦20 %で，≧60 %の反応
注[a)] EC3値は局所リンパ節試験において刺激指標値3をもたらすのに必要な化学物質の推定濃度のことである。	

表B.16－動物試験結果による区分1B

検査	判定基準
局所リンパ節試験	EC3値[a)] ＞2 %
モルモットマキシマイゼーション（Maximisation）テスト	次のいずれかの反応がある。 － 皮内投与量＞0.1 %，≦1 %で，≧30 %，＜60 %の反応 － 皮内投与量＞1 %で，≧30 %の反応
ビューラー（Buehler）アッセイ	次のいずれかの反応がある。 － 局所投与量＞0.2 %，≦20 %で，≧15 %，＜60 %の反応 － 局所投与量＞20 %で，≧15 %の反応
注[a)] EC3値は局所リンパ節試験において刺激指標値3をもたらすのに必要な化学物質の推定濃度のことである。	

EC3；estimated concentration needed to produce a stimulation index of 3

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版

- **附属書B B.8.1 特定標的臓器毒性（単回ばく露），B.9.1 特定標的臓器毒性（反復ばく露）の各一般事項**
  国連GHS 文書の変更を受けて、一部の記載を追加・変更
  - **化学品は，単回及び反復投与による毒性に関して独立に分類されることが望ましく，**反復ばく露／単回ばく露による特定標的臓器毒性の分類は，B.9／B.8に規定する。また，次の特定の毒性は，それぞれ該当する箇条に規定し，**この箇条には含めない**。
    ― 急性毒性　B.1による。
    ― 皮膚腐食性／刺激性　B.2による。
    ・・・

特定標的臓器毒性（単回ばく露）と（反復ばく露）とは、独立して分類することを明示

JIS 特有

- **3 用語及び定義 3.46.17 特定標的臓器毒性（反復ばく露），**
  附属書B B.9.1 特定標的臓器毒性（反復ばく露）の一般事項 での不適切な記載の削除

  特定標的臓器毒性（単回ばく露）は非致死性の毒性、一方**特定標的臓器毒性（反復ばく露）は非致死性の毒性とは限らない**（すなわち致死性の毒性も含む）．JIS Z7252：2019 での誤った記載個所を削除
  - **3.46.17 特定標的臓器毒性（反復ばく露）の定義**：特定臓器に対する特異的な~~非致死性の~~毒性
  - **B.9.1 特定標的臓器毒性（反復ばく露）の一般事項**：反復ばく露によって~~非致死性の~~特定標的臓器毒性を生じ、

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書C C.1.2.2 表C.1 水生環境有害性物質の有害性区分の不適切な個所を修正

- 表C-1　肩書「 b) 」の位置変更（国連GHS 文書と一致させる）

表 C.1－水生環境有害性物質の有害性区分 a)

区分		判定分類基準
a) 水生環境有害性 短期（急性）分類区分 b)	短期（急性）区分 1	次のいずれかによる。 — 96 時間 LC_{50}（魚類）≦1 mg/L — 48 時間 EC_{50}（甲殻類）≦1 mg/L — 72 時間又は 96 時間 ErC_{50}（藻類又は他の水生植物）≦1 mg/L c)
	短期（急性）区分 2	次のいずれかによる。 — 1 mg/L＜96 時間 LC_{50}（魚類）≦10 mg/L — 1 mg/L＜48 時間 EC_{50}（甲殻類）≦10 mg/L — 1 mg/L＜72 時間又は 96 時間 ErC_{50}（藻類又は他の水生植物）≦10 mg/L
	短期（急性）区分 3	次のいずれかによる。 — 10 mg/L＜96 時間 LC_{50}（魚類）≦100 mg/L — 10 mg/L＜48 時間 EC_{50}（甲殻類）≦100 mg/L — 10 mg/L＜72 時間又は 96 時間 ErC_{50}（藻類又は他の水生植物）≦100 mg/L
b) 水生環境有害性 長期（慢性）分類区分（慢性水生毒性の十分なデータが得られる，急速分解性のない物質）	長期（慢性）区分 1	次のいずれかによる。 — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（魚類）≦0.1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（甲殻類）≦0.1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（藻類又は他の水生植物）≦0.1 mg/L
	長期（慢性）区分 2	次のいずれかによる。 — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（魚類）≦1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（甲殻類）≦1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（藻類又は他の水生植物）≦1 mg/L
c) 水生環境有害性 長期（慢性）分類区分（慢性水生毒性の十分なデータが得られる，急速分解性のある物質）	長期（慢性）区分 1	次のいずれかによる。 — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（魚類）≦0.01 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（甲殻類）≦0.01 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（藻類又は他の水生植物）≦0.01 mg/L
	長期（慢性）区分 2	次のいずれかによる。 — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（魚類）≦0.1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（甲殻類）≦0.1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（藻類又は他の水生植物）≦0.1 mg/L
	長期（慢性）区分 3	次のいずれかによる。 — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（魚類）≦1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（甲殻類）≦1 mg/L — 慢性 *NOEC* 又は EC_x（藻類又は他の水生植物）≦1 mg/L

表 C.1－水生環境有害性物質の有害性区分（続き）

区分		判定分類基準
d) 水生環境有害性 長期（慢性）分類区分（慢性水生毒性の十分なデータが得られない物質）	長期（慢性）区分 1	次のいずれかによる。 b) — 96 時間 LC_{50}（魚類）≦1 mg/L — 48 時間 EC_{50}（甲殻類）≦1 mg/L — 72 時間又は 96 時間 ErC_{50}（藻類又は他の水生植物）≦1 mg/L c) なお，急速分解性ではない，又は試験的に求められた *BCF*≧500（又はデータがないときは $\log K_{ow}$≧4）である。 d), e)
	長期（慢性）区分 2	次のいずれかによる。 — 1 mg/L＜96 時間 LC_{50}（魚類）≦10 mg/L — 1 mg/L＜48 時間 EC_{50}（甲殻類）≦10 mg/L — 1 mg/L＜72 時間又は 96 時間 ErC_{50}（藻類又は他の水生植物）≦10 mg/L c) なお，急速分解性ではない，又は試験的に求められた *BCF*≧500（又はデータがないときは $\log K_{ow}$≧4）である。 d), e)
	長期（慢性）区分 3	次のいずれかによる。 — 10 mg/L＜96 時間 LC_{50}（魚類）≦100 mg/L — 10 mg/L＜48 時間 EC_{50}（甲殻類）≦100 mg/L — 10 mg/L＜72 時間又は 96 時間 ErC_{50}（藻類又は他の水生植物）≦100 mg/L c) なお，急速分解性ではない，又は試験的に求められた *BCF*≧500（又はデータがないときは $\log K_{ow}$≧4）である。 d), e)

注b)　化学物質を“**短期（急性）区分1**”又は“**長期（慢性）区分1**”と分類する場合は，同時に，加算法を適用するための適切な毒性乗率M（C.1.3.5.4.5参照）を示す必要がある。

区分1についての注釈であるため、「区分1」の場所に肩書「 b) 」が必要

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

3-2 JIS Z7253：2025 での主要な改正事項

JIS 特有

- **JIS Z 7253 表題；見直し**
  - **2019年版**：「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法」
    （Hazard Statement の伝達方法）
  - **2025年版**：**「GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法」**
    （Hazard の情報伝達方法）

- **5.3.3 作業場内の表示の代替手段；変更**
  - 現行の労働安全衛生法令を踏まえ、
    「**電子媒体にラベルに記載された情報を記録し，化学品を取り扱う者がその内容を常時確認できる機器（パソコンなど）を設置する。**」を追記

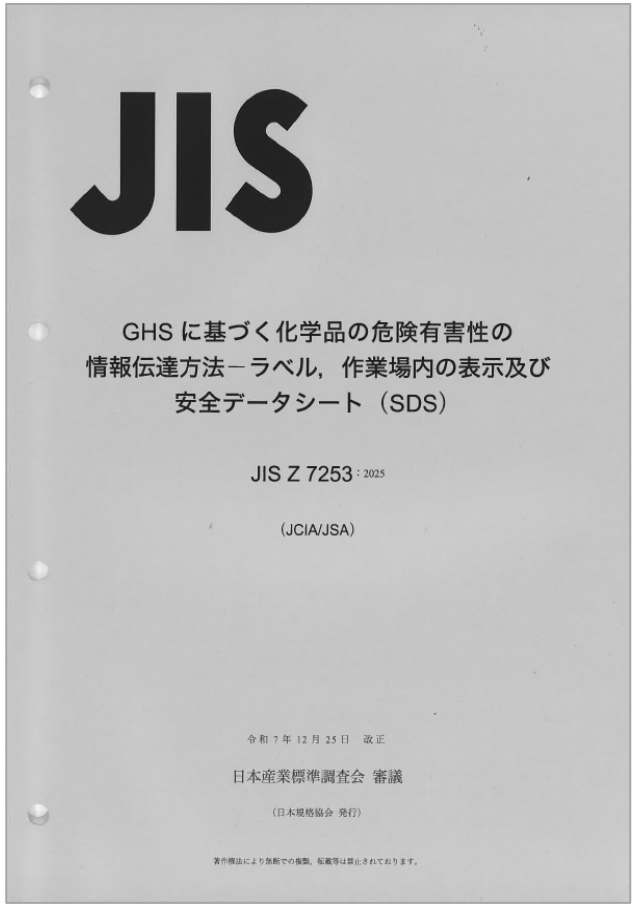
JIS

GHS に基づく化学品の危険有害性の
情報伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び
安全データシート（SDS）

JIS Z 7253：2025

（JCIA/JSA）

令和 7 年 12 月 25 日　改正

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版

5.4 表1 - 健康及び環境の有害性クラスに対するSDS を作成する濃度；一部変更

- 誤えん有害性；「10 %以上の区分1の物質かつ40 ℃での動粘性率が20.5 mm2/s以下」⇒「1.0%以上」

表 1－健康及び環境の各危険有害性クラスに対する SDS を作成する濃度

危険有害性クラス	SDS を作成する濃度 （ただし，国内法令によって別途定めがある場合には，この限りではない）
急性毒性	1.0 %以上
皮膚腐食性／刺激性	1.0 %以上
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1.0 %以上
呼吸器感作性又は皮膚感作性	0.1 %以上
生殖細胞変異原性：区分 1	0.1 %以上
生殖細胞変異原性：区分 2	1.0 %以上
発がん性	0.1 %以上
生殖毒性	0.1 %以上
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1.0 %以上
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1.0 %以上
誤えん有害性	1.0 %以上
水生環境有害性	1.0 %以上

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書B 危険有害性情報，附属書C 注意書き；大幅変更への対応

- 危険有害性情報

今回の改正での変更内容を示した“欄”を追加

表 B.1－物理化学的危険性の危険有害性情報のコード

コード（第 1 欄）	物理化学的危険性の危険有害性情報（第 2 欄）	危険有害性クラス（JIS Z 7252 の箇条番号）（第 3 欄）	危険有害性区分（第 4 欄）	備考（第 5 欄）
H200	－	－	－	削除
H201	－	－	－	削除
H202	－	－	－	削除
H203	－	－	－	削除
H204	火災又は飛散危険性	爆発物（A.1）	2B，2C	割当変更

- 注意書き

表 C.2－安全対策の注意書きのコード表（続き）

コード（第 1 欄）	安全対策の注意書き（第 2 欄）	危険有害性クラス（JIS Z 7252 の箇条番号）（第 3 欄）	危険有害性区分（第 4 欄）	使用の条件（第 5 欄）	備考（第 6 欄）
P264	取扱い後は手【及び…】をよく洗うこと。	急性毒性（経口）（B.1）	1，2，3，4	－製造業者，輸入業者，供給者又は所管官庁が，取扱い後に洗浄する体の他の部分を指定した場合には【】内の文章を用いる	文言変更
		急性毒性（経皮）（B.1）	1，2		割当追加
		皮膚腐食性（B.2）	1，1A，1B，1C		条件変更
		皮膚刺激性（B.2）	2		
		眼に対する重篤な損傷性（B.3）	1		

SDS 見直し作業の適切な実施を支援

⇓

SDS の質向上を期待

変更内容の種類
新規
削除
文言変更
割当（危険有害性クラスと区分によって割り当てられている）変更／追加／削除
条件（文言使用に際しての条件）変更／追加／削除
注．危険有害性情報は、新規，削除，割当変更のみ

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

附属書B 表B.1 - 物理化学的危険性の危険有害性情報のコード；変更

危険性クラス	変更内容	対象危険有害性情報コード
爆発物（**A.1**）	削除	H200，H201，H202，H203，H205
	割当変更	H204
	新規	H209，H210，H211
可燃性ガス（**A.2**）	割当変更	H220，H221，H230，H231，H232
加圧下化学品（**A.3**）	新規	H282，H283，H284

- 表B.2 - 健康有害性，表B.3 - 環境有害性の危険有害性情報のコードは変更なし

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版

附属書C 注意書きの文言及びコード；注意書きの柔軟化に対応した変更

国連GHS文書の改訂で、**注意書きの柔軟化についての記載が拡充**されたため、**C.2 とC.4 に当該記載を追加**.
以下に主な追加内容を掲示（すべてを掲示している訳ではない）

- C.2 注意書き

  ・・・**幾つかの特殊な化学品**については，**補助的な応急手当，治療方法又は特別な解毒剤若しくは洗浄剤が要求されることがある。**そのような状況では，**臨床医等の専門家のアドバイスを求めることが望ましく，それらをラベルに記載することが望ましい。**

- C.4 注意書きのコード表の構成

  ・・・

  各種国内法令に従った上で，**その情報が明らかに適切ではない注意書き，**又は**ラベルの他の情報で十分に伝えられている注意書きは，**表示の責任者によって，**省略してもよい。**ただし，使用者（例えば，消費者，事業者及び労働者）の特性，供給量及び意図された予見可能な使用環境を考慮する必要がある。
  注意書きを省略する場合は，化学品の製造業者，輸入業者又は供給者は，その注意書きが，潜在的な緊急事態も含めて，**意図された予見可能な使用に対して適切でないことを示すことができなければならない。**

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

- C.4 注意書きのコード表の構成（続き）

・・・

結合注意書きによってラベルのスペースが節約され更に読みやすくなる。表C.2～表C.4には多くの結合された注意書きがある。しかし，これらは単なる例であり，そうすることが**ラベル情報を明快に分かりやすくするのであれば，更に文言の結合及び統合をすることが望ましい。**

：

各種国内法令に従った上で，ラベル又はSDSに使われる注意書きを**適切な他の同等の文言に変更してもよい。**ただし，注意を促す助言が弱まったり損なわれたりしてはならない。

：

化学品に多くの健康有害性があると判断された場合，**医療対応に関連した注意書きを次のような原則で適用することが望ましい。**

a)，b) ・・・

c) 異なる医療対応の文言が同じばく露経路で導出された場合には，**P316 “すぐに救急の医療処置を受けること。”**が**P317 “医療処置を受けること。”**よりも優先する。また，**P317 “医療処置を受けること。”**は**P319 “気分が悪い時は，医療処置を受けること。”**よりも優先する。該当する場合にはP318“ばく露又はその懸念がある場合は，医学的助言を求めること。”は常に示す。二つ以上の医療対応が示された場合には，明確さ及び読み易さを改善するために“さらに”又は“もまた”などの追加的な文言を挿入することが望ましい。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

- C.4 注意書きのコード表の構成（続き）

  d) 異なる医療対応の文言が異なるばく露経路で導出された場合には，全ての医療対応に関連する注意書きの文言を示す。

  例1，例2・・・

  例3 P304，P301，P302及びP333の“吸入した場合：”，“飲み込んだ場合：”，“皮膚に付着した場合：”及び“皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：”[それぞれ急性毒性（吸入）区分2，急性毒性（経口）区分4，皮膚感作性]が，**P316 “すぐに救急の医療処置を受けること。”**及び**P317 “医療処置を受けること。”**とともに導出された場合，“吸入した場合：**すぐに救急の医療処置を受けること。**”及び“飲み込んだ場合又は皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医療処置を受けること。”とする。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版～改訂9版

● 附属書C 注意書きのコード表；変更（表C.2 - 安全対策にて主な変更を紹介）

内容	Pコード	JIS Z 7253：2019 の文言	JIS Z 7253：2025 の文言	
削除	P201	使用前に取扱説明書を入手すること。	（削除）	削除され、P203に集約
削除	P202	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。	（削除）	
新規	P203	--	**使用前に全ての安全説明書を入手し，読み，従うこと。**	
	P230	. . . にて湿らせておくこと。	. . . にて**希釈して**おくこと。	爆発物・鈍性化爆発物に関わる注意書き
新規	P236	--	**元の容器のままで保存すること：輸送の構成において等級. . . 。**	
	P240	容器を接地しアースをとること。	容器を接地しアースを**する**こと。	原文に変更なし
	P241	防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／. . . 】を使用すること。	防爆型の【電気／換気／照明／. . . 】**機器**を使用すること。	原文に変更なし
	P264	取扱い後は. . . をよく洗うこと。	取扱い後は**手【及び. . . 】**をよく洗うこと。	P264+P265も新規扱い
新規	P265	--	**眼を触らないこと。**	
	P280	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面**／聴覚保護具／. . .** を着用すること。	

文言自体の変更／新規／削除があるP コードを抽出．割当変更／追加／削除、条件変更／追加／削除は抽出していないため、実際の対応の際は、改正JIS の備考欄（改正の変更点）を見ながら対応すること

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版～改訂9版

内容	Pコード	JIS Z 7253：2019 の文言	JIS Z 7253：2025 の文言
	P308	ばく露又はばく露の懸念がある場合：	ばく露又はその懸念がある場合：
削除	P310	直ちに医師／．．．に連絡すること。	（削除）
削除	P311	医師／．．．に連絡すること。	（削除）
削除	P312	気分が悪いときは医師／．．．に連絡すること。	（削除）
削除	P313	医師の診察／手当てを受けること。	（削除）
削除	P314	気分が悪いときは，医師の診察／手当てを受けること。	（削除）
削除	P315	直ちに医師に診察／手当てを受けること。	（削除）
新規	P316	--	すぐに救急の医療処置を受けること。
新規	P317	--	医療処置を受けること。
新規	P318	--	ばく露又はその懸念がある場合は，医学的助言を求めること。
新規	P319	--	気分が悪い時は，医療処置を受けること。

原文に変更なし

医療対応に関連した注意書きを刷新
削除；P310～315
追加；P316～319

P301+P310等も削除
P301+P316等も新規扱い

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版～改訂9版

内容	Pコード	JIS Z 7253：2019 の文言	JIS Z 7253：2025 の文言	
	P336	凍った部分をぬるま湯で溶かすこと。 受傷部はこすらないこと。	凍った部分を**すぐに**ぬるま湯で**と**かすこと。 受傷部はこすらないこと。	
	P353	皮膚を流水【又はシャワー】で洗うこと。	**接触部位**を**水**【又はシャワー】で洗うこと。	P303+P361+P353も文言変更扱い
新規	P354	--	**すぐに水で数分間洗うこと。**	P302+P361+P354, P305+P354+P338も新規扱い
	P390	物的被害を防止するためにも 流出したものを吸収すること。	物的被害を防止するために 流出したものを吸収すること。	原文に変更なし
	P305+ P351+ P338	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	原文に変更なし
新規	P503	--	**廃棄／回収／リサイクルに関する情報について製造業者／供給者／．．．に問い合わせる。**	爆発物の廃棄等の対応

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

附属書D SDS の編集及び作成 D.1 一般原則；SDS の必須小項目に柔軟性確保

記載必須の小項目名にも柔軟性を持たせる記載を追加（記載任意の小項目名は、柔軟性を有していた）

- **SDS** を編集及び作成する場合に考慮する事項は，次による。
  - ― **SDS** の16の項目は，この附属書の要求事項に従って作成する。
  - ― この附属書は，16の項目を作成するのに使用する主要な小項目を示す（**表D.1**参照）。
  - ― この附属書に記載した小項目又は小項目名のいずれにも該当しない**SDS**に関連する情報は，追加の小項目又は小項目名として記載してもよい。
  - ― **記載必須の小項目については，SDSに記載する小項目名は，原則表D.1の小項目名と一致させるが，化学品を取り扱う者に誤解を与えない範囲で変更してもよい。**
  - ― 記載任意の小項目については，**SDS**に記載する小項目名は，**表D.1**の小項目名と必ずしも一致していなくてもよい。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

附属書D D.2 項目1 - 化学品及び会社情報；文書追加

労働安全衛生法関連法令の改正により、**「推奨用途」と「使用上の制限」の記載が義務**となったことを受けた見直し.
但し、化管法や毒劇法では、これらの記載は義務ではないため、以下のように文書を追加

- この項目には，ラベルなどに使用する**化学品の名称**（化学物質又は製品の名称），**供給者の会社名称**，**住所**及び**電話番号**を記載する。別称又は製品コードによって化学品が特定される場合は，それらを追記してもよい。また，ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを追加記載してもよいが，緊急連絡電話番号を記載することが望ましい。
  なお，当該化学品の国内製造事業者等の情報を，当該事業者の了解を得た上で，追記してもよい。
  必要な場合には，化学品の推奨用途を記載することが望ましい。また，使用上の制限について，安全の観点から可能な限り記載するのが望ましい。**推奨用途及び使用上の制限について，国内法令によって記載が求められる場合は，それに従う。**

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書D D.4 項目3 - 組成及び成分情報；記載の変更

混合物の場合に「**記載することが望ましい**」と「**記載する**」との不整合があり、全体を分かり易い記載に修正

2019年版

- JIS Z 7252で規定されるGHS 分類基準に基づき，危険有害性があると判断した化学物質については，GHS 分類に寄与する成分が全ての不純物及び安定化添加物を含め，分類基準となる濃度（濃度限界という）以上含有する場合は，化学物質の名称及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。

混合物の場合は，組成の全部を記載する必要はない。JIS Z 7252で規定される混合物のGHS 分類基準に基づき，危険有害性があると判断し，かつ，濃度限界以上含有する場合は，その危険有害性区分の分類根拠となった成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を**記載することが望ましい**。ただし，次のa)～d) の場合には，表1に記載の，健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDS を作成する濃度に相当するため，当該成分のGHS分類区分及び濃度又は濃度範囲を**記載する**。

a)～d)；割愛

2025年版

- JIS Z 7252で規定されるGHS 分類基準に基づき，危険有害性があると判断した化学物質については，GHS分類に寄与する成分が全ての不純物及び安定化添加物を含め，分類基準となる濃度（濃度限界という）以上含有する場合は，**当該成分の化学名又は一般名**及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。

混合物の場合は，組成の全部を記載する必要はない。JIS Z 7252で規定される混合物のGHS分類基準に基づき，危険有害性があると判断し，かつ，濃度限界以上含有する場合は，その危険有害性区分の分類根拠となった成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。ただし，**濃度限界未満であっても，**表1に記載の，健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度に相当する**場合は，当該成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。なお，濃度限界未満で，SDSを作成する濃度に相当する場合を次に示す。** a)～d)；割愛

国内法令において成分及び濃度の情報伝達が求められている成分については，それに従う。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書D D.6 項目5 - 火災時の措置；表D.1 - SDSへの記載内容との整合性確保

表D.1において、**特有の消火方法**，**消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置**はSDS の小項目とされているものの、本文中に言及がなかったことから、記載を追加

2019年版

- 火災時の措置に関する特有の危険有害性（例えば，有害燃焼副産物の性質），消火活動において遵守しなければならない全ての予防措置についての助言，例えば“格納容器は水噴霧によって低温に保つ”などをここに記載することが望ましい。

⬇

2025年版

- 火災時の措置に関する特有の危険有害性（例えば，有害燃焼副産物の性質）を記載することが望ましい。また，**特有の消火方法**，**消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置**など，消火活動において遵守しなければならない全ての予防措置についての助言，例えば，“格納容器は水噴霧によって低温に保つ”などもここに記載することが望ましい。

表 D.1－SDS への記載内容（続き）

項目	項目名	小項目名	必須又は任意の別 a)
5	火災時の措置	適切な消火剤	必須
		使ってはならない消火剤	必須※
		火災時の特有の危険有害性	任意
		特有の消火方法	任意
		消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	任意

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書D D.9 項目8 - ばく露防止及び保護措置；許容濃度等の用語の見直し

2019年版

- この項目には，**ばく露限界値，生物学的指標などの許容濃度**（併せて経皮吸収による全身毒性が付記されている場合には，その旨）等，及び可能な限り，ばく露を軽減するための**設備対策**を記載することが望ましい。

2025年版

- この項目には，**許容濃度**等（職業ばく露限界値，生物学的許容値，労働安全衛生法上の管理濃度，労働安全衛生法上の濃度基準値など，併せて経皮吸収による全身毒性が付記されている場合には，その旨），及び可能な限り，ばく露を軽減するための**設備対策**を記載することが望ましい。

国連GHS 文書	国連GHS 文書 日本語訳	JIS Z 7253 : 2019	JIS Z 7253 : 2025
control parameters	管理指標	**許容濃度** 日本産業衛生学会の「許容濃度」と混同するおそれ	許容濃度等
occupational exposure limit values	職業ばく露限界値	**ばく露限界値** Occupational を入れるべき	職業ばく露限界値
biological limit values	生物学的限界値	**生物学的指標** 日本産業衛生学会の用語「生物学的許容値」と合わせるべき	生物学的許容値

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

附属書D D.12 項目11 – 有害性情報；混合物の場合の記載内容を明確化

JIS Z7253：2019の記載では、毒性情報とGHS 分類のどちらか一方の情報しかない場合に記載不可

2019年版
- 混合物の場合，上記各有害性クラスについて，混合物としての**毒性情報とGHS分類**とを記載する。
混合物全体として試験されていない場合，又は評価するにたる情報が得られない場合は成分についての**毒性情報とGHS分類**とを記載する。

⬇

2025年版
- 混合物の場合，上記各有害性クラスについて，混合物としての**毒性情報及び／又はGHS分類**を記載する。
混合物全体として試験されていない場合，又は評価するにたる情報が得られない場合は成分についての**毒性情報及び／又はGHS分類**を記載する。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書D D.15 項目14 - 輸送上の注意；注意事項の記載，国連GHS 文書変更への対応、等

国連GHS とUN モデル規則とで規定事項に異なる場合があることを追記

- この項目には，輸送に関する国際規制の情報を含める。陸上，海上及び航空の輸送手段によって区別する。
  UN モデル規則に関する情報を確認した上で，該当する場合，次の情報を記載することが望ましい。
  UN モデル規則とGHS とでは，同じ危険有害性クラスに関する内容であっても，差異があるので注意する。
  - **国連番号**
  - **品名**（国連輸送名）
  - **国連分類**（輸送における危険有害性クラス）
  - **容器等級**
  - **海洋汚染物質**（該当・非該当）
    IMDG コードによる海洋汚染物質への該当・非該当を記載する。

（以降は、次ページ）

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

GHS 改訂7版

国連GHS 文書の改訂を受け、変更．液体ばら積み貨物に、固体ばら積み貨物とばら積み液化ガスを追加

- **IMO によるばら積み輸送される物質**
  IMO 文書に従ってばら積み輸送を意図した場合に記載する。例えば，SOLAS 条約 第VI章又は第VII章，MARPOL条約 附属書II又は附属書V，IBC コード，IMSBC コード及びIGC コード（又は前版EGC コード若しくはGC コード）を参照する。
  液体ばら積み貨物に関しては，IBCコード第17章若しくは第18章，又はIMO MEPC.2/Circular最新版で付与されている名称に従って，船積書類で要求されているように品名を示す。**また，汚染分類を示す。**
  固体ばら積み貨物に関しては，**IMSBC コードに従って品名を示す。また，MARPOL条約 附属書Vに従って“海洋環境に有害（HME : harmful to the marine environment）”と考えられているか，IMSBC コードに従って“ばら積み時のみ化学的危険性を有する物質（MHB : material hazardous only in bulk）” かどうかを示す。**
  ばら積みの液化ガスに関しては，**IGC コードに従って品名を示す。**
- 使用者が構内若しくは構外の輸送又は輸送手段に関連して，知る必要がある又は従う必要がある特別の安全対策

緊急時応急措置指針番号の記載について言及　JIS 特有

- 国内規制がある場合には，その情報を記載する。
  該当する場合，緊急時応急措置指針番号を記載してもよい。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書D D.16 項目15 - 適用法令；誤解防止のために表記変更

製品中のどの成分が法規制対象物質なのかを明確にするという意図で「化学品の名称と共に」と記載されていたが、「**化学品の名称**」という表記ではJIS の用語の定義上、**製品名称と見なされる懸念**があることから、表記を変更.

「**化学品の名称**」 → 「**対象物質の名称（法令で規定された名称）**」

2019年版

- この項目には，化学品にSDSの提供が求められる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律，労働安全衛生法，毒物及び劇物取締法に該当する化学品の場合には，**化学品の名称**と共に該当国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を記載する。
また，その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を，**化学品の名称**と共に含めることが望ましい。

⬇

2025年版

- この項目には，化学品にSDSの提供が求められる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律，労働安全衛生法，毒物及び劇物取締法に該当する化学品の場合には，該当国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を，**対象物質の名称（法令で規定された名称）**とともに記載する。
また，その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を，**対象物質の名称（法令で規定された名称）**とともに含めることが望ましい。

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

附属書D D.16 項目15 - 適用法令；SDS 作成の柔軟性に対応した記載追加

「SDS 項目3 - 組成及び成分情報」に適用法令を記載しているSDS が多く存在する、との産業界の意見が受け入れられ、そのことを許容する旨が分かる記載を追加（時限的措置になるかも）

- この項目には，化学品にSDS の提供が求められる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律，労働安全衛生法，毒物及び劇物取締法に該当する化学品の場合には，該当国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を…（記載省略）…
  なお，上記内容は，項目3（D.4）に重複して記載してもよい。

【基本原則】

SDS 項目 3 → 危険有害性成分の組成情報
SDS 項目15 → 国内の適用法令

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書D D.18 SDS への記載内容「表D.1 - SDS への記載内容」；一部変更

JIS 規格		JIS Z7253：2019		JIS Z7253：2025		変更理由等
項目	項目名	小項目名	必須又は任意の別[a)]	小項目名	必須又は任意の別[a)]	
1	化学品及び会社情報	推奨用途		推奨用途（法令によって記載が求められる場合は，それに従う。）		D2 変更対応
3	組成及び成分情報	成分及び濃度又は濃度範囲（*混合物の場合，各成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲*） 注記 省略		成分及び濃度又は濃度範囲（*混合物の場合，各成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲*） ***（国内法令において成分及び濃度の情報伝達が求められている成分については，それに従う。）*** 注記 省略		D4 変更対応
14	輸送上の注意	**MARPOL 73/78附属書II及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質（該当・非該当）**		IMO によるばら積み輸送される物質		D15 変更対応
		国内規制がある場合の規制措置	必須	**国内規制**	必須※	冗長表現の簡素化. 必須の見直し
				緊急時応急措置指針番号	任意	D15 変更対応
15	適用法令	**該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報**（*省略*）	必須	**該当法令**（*省略*）	必須※	冗長表現の簡素化. 必須の見直し
		その他の適用される法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報 （*化学品の名称とともに記載する*）		**その他の適用される法令** （*法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報を化学品の名称とともに記載する*）		冗長表現の簡素化

必須：記載必須，必須※：情報がない場合，その旨を必ず記載する

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

JIS 特有

● 附属書E（参考）表E.1 – 基本的な物理的及び化学的性質；記載の適切化及び注釈の追加

- 表E.1 可燃性の注釈／手順をより適切な記載に変更

性質	JIS Z7253：2019 注釈／手順	⇒	JIS Z7253：2025 注釈／手順
可燃性	― ガス，液体及び固体が該当する。 ― 物質又は混合物の発火性（たとえ可燃性に分類されない場合でも，火がつき得るか又は発火性か）について示す。 ― 入手可能で適切な場合，次のような情報を追加的に示してもよい。 ・点火の影響が通常の燃焼と異なる（例えば爆発）。 ・非標準状態下での点火可能性 ― 表E.2に従い，各危険性分類に基づくより具体的な情報を示してもよい。		― ガス，液体及び固体が該当する。 ― 物質又は混合物**が着火するかどうか**（たとえ**GHS分類上の引火性/可燃性**[a)]に分類されない場合でも，**周囲に火炎がある又は火炎を近づけたときに着火するか**）を示す。 ― 入手可能で適切な場合，次のような情報を追加的に示してもよい。 ・**着火後の状態**が通常の燃焼と異なる**かどうか**（例えば，爆発）。 ・非標準状態下[b)]での**着火の**可能性 ― 表E.2に従い，各危険性分類に基づくより具体的な情報を示してもよい。 **注a)：引火性液体は引火性、可燃性ガス及び可燃性固体においては可燃性の意** **注b)：標準状態とは可燃性に関する試験条件を意味し、それ以外の条件で着火し得るかどうかという意**

国連GHS文書改訂9版　表A4.3.9.1　Flammability

― applicable to gases, liquid, and solids
― indicate whether the substance or mixture is ignitable (capable of catching on fire or being set on fire, even if not classified for flammability)
― if available and appropriate, further information may be indicated in addition, e.g.
・whether the effect of ignition is other than a normal combustion（e.g., an explosion）
・ignitability under non-standard conditions
― more specific information on the flammability may be indicated based on the respective hazard classification in accordance with Table A.4.3.9.2

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

- 表E.1 引火点の注釈／手順にコメント追加

性質	JIS Z7253：2019 注釈／手順	⇒	JIS Z7253：2025 注釈／手順
引火点	― ガス，エアゾール及び固体は該当しない。		― ガス，エアゾール及び固体は該当しない。**（固体であっても引火点の情報がある場合は、SDS に記載してもよい。）**

  - 国連GHS 文書 改訂9版　表A4.3.9.1　Flash point
    ― not applicable to gases, aerosols and solids
  - 消防法では可燃性固体の判断に固体の引火点が用いられるため、注釈追加
    （但し、本JISの「解説」に、引火点情報がある＝液体物質 という印象を与える可能性がある旨記載

- 表E.1 動粘性率の注釈／手順にある動粘性率算出式中の不適切な用語を修正

性質	JIS Z7253：2019 注釈／手順	⇒	JIS Z7253：2025 注釈／手順
動粘性率	― 動粘性率は次のように算出できる： 動粘性率（mm^2/s）＝**動粘度**（mPa·s）／密度（g/cm^3）		― 動粘性率は次のように算出できる： 動粘性率（mm^2/s）＝**粘性率**（mPa·s）／密度（g/cm^3）

  - 国連GHS 文書 改訂9版　表A4.3.9.1　Kinetic viscosity

$$\text{Kinematic viscosity}\,(mm^2/s) = \frac{\text{Dynamic viscosity}\,(mPa \cdot s)}{\text{Density}\,(g/cm^3)}$$

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

まとめ

- GHS：化学品の分類及び表示に関する世界調和システム
  - 化学物質の物理化学的危険性，健康・環境有害性を定義
  - 各危険・有害性の判定基準とそれらの分類手順を提示
  - 2003年に初版が発行され、以降、2年ごとに改訂
- GHS 改訂7版～改訂9版での主要な改訂事項
  - 改訂7版：第2.2章 可燃性ガス ・・・・ 分類区分を追加・修正し、区分1B 新設
  - 改訂8版：第2.3章 エアゾールおよび加圧下化学品 ・・・・ 加圧下化学品 を新設
    第3.2章 皮膚腐食性／刺激性 ・・・・ in vitro/ex vivo データの適用法を追加
  - 改訂9版：第2.1章 爆発物 ・・・・ 爆発物の判定基準と表示システムの変更
- 日本におけるGHS 対応；GHS 関連JIS（分類，情報伝達）
  - 国連GHS 文書の内容を、JIS Z7252（分類JIS）及びJIS Z7253（情報伝達JIS）として規格化
  - GHS 関係法では、安衛法と化管法が当該JIS を引用し、毒劇法が参考にして展開
- JIS Z7252，Z7253：2025
  - 官報公布：2025年12月25日，暫定期間：5年
  - 国連GHS 改訂7版～改訂9版の改訂内容を取り込み
  - SDS の記載事項等で、JIS における不具合事項等を修正



Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

ご清聴　ありがとうございました

GHS（分類，ラベル，SDS）は、

化学品管理の基本です！

しっかり 理解し、対応・活用しましょう

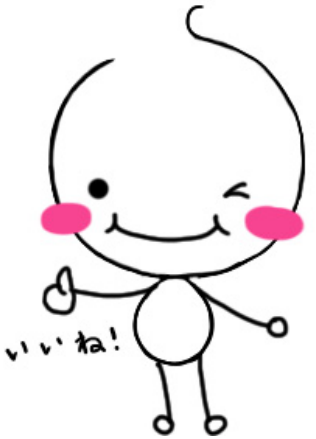

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

(一社) 産業環境管理協会(JEMAI)の概要

- 沿革
  - 昭和37年 9月 任意団体 大気汚染防止工業協会 設立
  - 昭和38年 8月 社団法人 大気汚染防止工業協会 設立
  - 昭和40年 9月 社団法人 大気汚染防止協会 に名称変更
  - 昭和41年11月 社団法人 産業公害防止協会 に名称変更
  - 平成 5年10月 社団法人 産業環境管理協会 に名称変更
  - 平成25年 4月 一般社団法人へ移行
- ミッション

  地球環境問題への対応に関する調査および研究、
  技術の指導等を通して、産業の健全な発展、ひいては
  国民生活の向上に寄与する事業を行う。
- 会員数
  - 594社（2026年 8月20日現在）

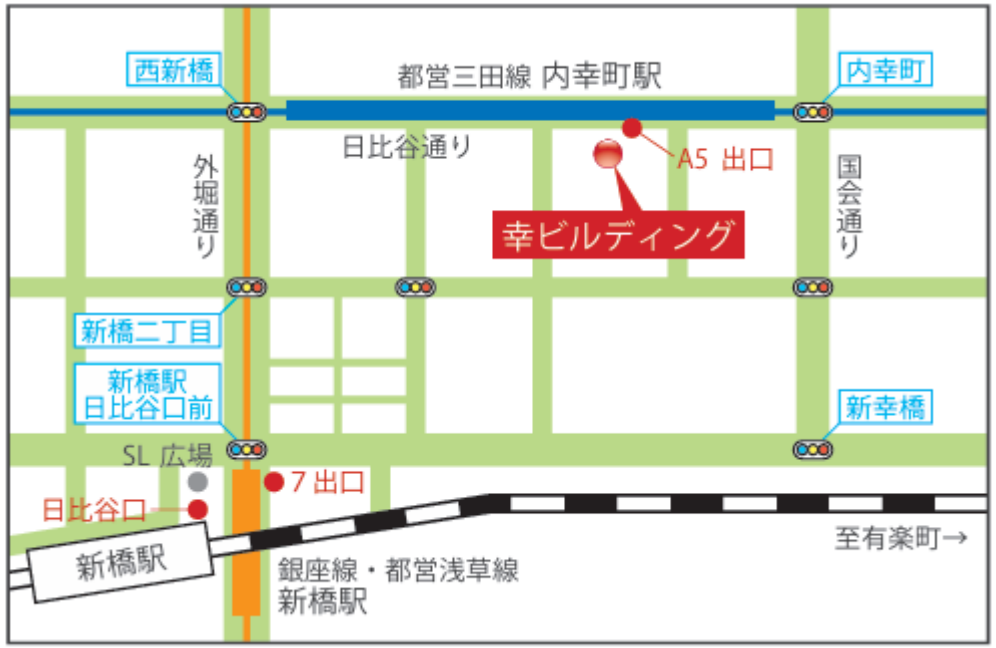

本部事務所

https://www.jemai.or.jp

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

組織

環境管理部門
- 人材育成・出版センター
- 国際協力・技術センター

化学物質総合管理部門
- 国際化学物質管理支援センター
  - 化学物質管理情報室
  - 法令対応支援室
- JAMP 情報センター
  - JAMP 情報業務室

試験部門
- 公害防止管理者試験センター
  - 試験室（国家試験・資格認定講習）
- 資源・リサイクル促進センター
- 産業と環境の会センター
- CMPコンソーシアム

総務部門
- 総務室
- 経理室
- 企画・広報室

- コンプライアンス室
- CLOMA 事務局
- LCA 日本フォーラム事務局

北海道支部	（本部事務所に統合）
東北支部	
中部支部	
関西支部	（本部事務所に統合）
中国支部	
四国支部	
九州支部	

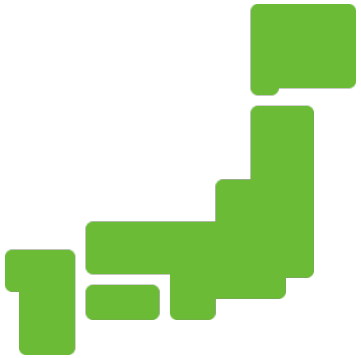

Copyright(C)2026 JEMAI All Rights Reserved

（一社）産業環境管理協会の化学物質管理サポート業務

- JEMAI 国際化学物質管理支援センターの活動
  - http://www.jemai.or.jp/chemicals/chemicalmanagement.html
  - **講師派遣**
  - **法令対応（化学品の欧州、中国などへの登録）**
  - **コンサルティング**
    - SDS作成
    - 法規コンサル
    - リスクアセスメント（労安法）
    - 化学物質管理体制相談　等々
  - **情報パッケージサービス（CATCHER）**

全てのご相談は chemicals@jemai.or.jp へ

Copyright(C) JEMAI All Rights Reserved

CATCHER 化学物質管理のための情報提供サービス

【速報！！メール通知サービス】
速報性を重視したメール通知サービスです。当センターで追跡している国内外の化学物質規制情報に変化があれば、2-3営業日以内にご登録いただいたアドレスに内容を報告します。*1

1）情報提供する法規制の対象及び提供国
① 法規制対象 ： 工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制
② 情報提供国 ： 欧州、北米、オセアニア、中国、台湾、韓国、東南アジア諸国、南米、ロシア、ウクライナ、中東　等（規制追加時は逐次追加）
③ 日本に提供範囲
1.化審法、2.安衛法(製品規制関連)、3.化管法(製品規制関連)、4.水銀による環境の汚染の防止に関する法律、5.毒劇法、6.環境物品等の調達の推進に関する基本方針、7. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、8.安全保障貿易管理、9. 輸出貿易管理令

2）情報提供する内容
法規制の草案及び公布の速報とその内容解説及びそれらのガイダンス/Q&A

【法規動向！！メール通知サービス】新設料金そのまま
欧州規制/国内化学品関連規制の規制を動向を月度単位でまとめて、月初に情報提供致します。

【法規レポート！！メール通知サービス】新設料金そのまま
従来の速報発信に加え、新たに法規制の今後の方向性や背景にある議論の動向を先読みして解説する「法規動向レポート」の発行
・欧州「重要化学物質」に関する会議情報、欧州化学品庁による「規制上の課題となる主要分野」概要など



Copyright(C) JEMAI All Rights Reserved

CATCHER 化学物質管理のための情報提供サービス

環境法令 情報提供サービス【CATCHER 】～「速報」に加えて「レポート」と「まとめ」が新登場。

	[既存] 速報サービス	[NEW] 規制動向	[NEW] 法規レポート
内容/対象範囲	・工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制について、草案、官報発行情報を配信	・欧州規制/国内化学品関連規制の規制に対して1ヶ月の動向を総まとめ	・欧州「重要化学物質」に関する会議情報、欧州化学品庁による規制上の課題などを中心にレポート
発行時期	逐次	月初	不定期

【導入メリット】
・【コンプライアンス強化】専門知識が必要な環境法令の変更も、正しく理解して対応可能
・【業務効率化】情報収集から社内報告書の作成にかかる時間を大幅に削減

【登録料金】
産業環境管理協会会員：30,000円（税抜）、 一般企業：50,000円（税抜）
https://www.chemical-info-jemai.net/catcher%E7%99%BB%E9%8C%B2 よりご登録ください

Copyright(C) JEMAI All Rights Reserved

本日は、JEMAI ブースのセミナーにお越しいただきましてありがとうございます。

本資料を許可なく複製、拡散することはご遠慮ください。



Copyright(C) JEMAI All Rights Reserved